

令和4年度 第2回 熊本市安全安心まちづくり懇話会 会議録（意見交換概要）

【開催日時】 令和4年10月5日（水） 10時～11時30分

【開催場所】 議会棟2階 議運理事会室

【出席者】 出席者名簿のとおり

【会次第】 ・前回の振り返りと今後の方向性について
・犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（安全安心まちづくり条例）見直しの考え方について
・熊本市における犯罪被害者等支援策について

【意見交換】

1. 前回の振り返りと今後の方向性について

委員

犯罪のない安全安心なまちづくりは、犯罪被害者支援の目的ではあるが、犯罪被害者をどう支援していくかとは意義が異なる部分もあると思うので、個別に条例を設けてもらってよかった。

2. 犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例見直しの考え方について

委員

熊本市の考え方に賛同する。防犯とは、警察や行政が担うものではなく、本来はそこに暮らす者が自ら担うもの。つまり、住民が防犯意識を持って生活することで、その地域の環境が変わり、環境が変わることで、外から入ってくる者も、その環境で意識を変化させるというもので、犯罪機会論に基づいた考え方。

住民の意識を変える、ベクトルを同じ方向性に持っていくという意味で、理念条例というのは意義がある。今後は、この条例をいかに浸透させていくかがカギになると思われる。

座長

改正の主体の責務と推進体制について、「必要に応じて改正」とあるがどう考えているか。

事務局

御意見をお伺いし、新たに役割を持たせたほうがよいと考えられるものなどがあれば、必要に応じて改正したいと考えている。

座長

他の市等の条例でこれ以外の主体はあるのか。

事務局

安全安心まちづくりの条例については、再犯防止に係る規定を加えている例がない。また、現行の主体が、市、市民、事業者とあるが、例えば市民活動団体などの細分化して規定しているところも見受けられるので本市の自治基本条例の考え方と整合性を図る形で、整備していきたい。

委員

防犯協会では、校区における小学生の登下校の見守り、ポスター掲示、校区イベント、落書きけし、校区の環境整備などを行っている。

防犯協会員の高齢化、協力者が集まらない、資金面の問題がある。また、自分たちの今までの活動が犯罪防止に役立っているかが不安。今の時代性にあっているのか。

専門家の皆さまに今後防犯協会がどのように活動していけばよいかききたい。

委員

警察での検証結果だが参考に。

犯罪の未然防止は非常に効果がある。最初は防犯に力を入れている方が自転車で回るようになった。この行為が周りの方の共感を呼び、青パトで安全パトロールをするようになった。パトロールが必要と思われる場所を重点的に回るようになり犯罪発生件数が減少した。

委員

保護司は犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助ける活動との接点になっている。防犯協会の方々の活動は再犯防止に役立っており有難い。啓発活動のおかげで、犯罪が以前よりも減少している。これは防犯活動の賜物と思われる。自治体や関係機関等との連携協力を推進していくべきと考えさせられる。

委員

傷害や暴行といった粗暴犯、目に見える犯罪に関して、防犯協会の活動は非常に重要と言える。しかし、現代の犯罪は、詐欺などの知能犯や、インターネット上での犯罪も多くなっており、おおむね共通しているのは、社会で孤立している人が犯罪者になるということ。社会で孤立させない支援、孤立を防ぐという理念を入れていただければと思う。その方法として、弁護士会やその関係機関が連携し、支援者同士で顔の見える関係になっておくことも考えられる。

委員

本市の保護司の定員は 320 で、本年度から令和 8 年の 5 年間で 79 名の方が定年を迎える。新たな保護司は突然現れるものではなく、目に見える抑止力、あるいは聴く力が大事。聴く力を育て、防犯団体や保護司などが、地域で広く認知され、その活動が理解され、当たり前の知識として皆が知っているような状況になるとよい。そのような教育があると、被害を受けられた方を、今以上にしっかりと、支えていく社会にもつながるかと思う。

なお、保護司の中には被害者支援の保護司もいる。

座長

担い手の問題、資金の問題についてはいかがか。

事務局

今後検討していきたい。

委員

現行の条例は、目に見える犯罪防止が中心になっている。現状として、SNS を含め、インターネット上での犯罪、お金の問題、性犯罪等も増えている。こういった犯罪を防止する視点も条例の中に盛り込む必要がある。

事務局

SNS での詐欺や電話でお金詐欺なども安全安心のまちづくりの大きなテーマの一つだと思うので、条例計画の中に盛り込む必要があると思う。

また、安全安心まちづくりに再犯防止を盛り込みたいと思ったきっかけは熊本地震での経験にある。

ある小学校の避難所に、刺青を入れた避難者がいた。その避難者は積極的に避難場運営のボランティアを担っていたが、刺青が他の避難者に見え、どうにかしてほしいと声が上がり、対応に苦慮した。

避難所運営をされる方の中に、理解者がいればスムーズに対応できたのではないかと思う。

そのうえ、保護司の成り手に関しても、社会を明るくする運動などを、地域単位や校区単位で認識できるよう活動を広げることができれば、保護司への理解が深まるのではないかと考えた。

そのため、この条例中に再犯防止も含めることができれば、罪を犯した人も、保護司の皆様を介して、地域に溶け込み相互に理解できる仕組みづくりができればと思う。

委員

保護司の確保や、更生を目指す人が偏見の目で見られることのない形づくりをしていく必要がある。そのために地域での役割や活動は大事。

委員

防犯モデル地区を設立して55年。活動費は地域の企業から協賛を得て、行政の補助はもらっていない。PTAを巻き込み若い方にも入ってもらっている。交番交流会を開催し親睦を図りながら、月1回パトロールや例会を開催している。街なかでのぼったくりが課題として挙がり、警察にも相談し、市に働きかけ、客引き禁止条例が制定された。

委員

防犯活動の中で、警官に似せた格好をしても、権限がなく、例えば自転車乗り入れ禁止の声掛けをしても聞いてもらえない。交番は予算の関係で職員が少なく、24時間常駐が難しい所もある。権限がなくやりにくい現状があることもご理解いただきたい。

委員

保護司のドラマがあったことで保護司に興味を持たれた方もいる。子どもたちにも保護司の活動内容を教えるのもよい。防犯にもなり、保護司の存在によってどう助かっているか考えるきっかけにもなる。教育委員会等と連携し、地域みんなが主体となり見守っていることを伝える場を提供してもよいのではないか。

委員

保護司はどのような活動を行っているかを知らない子どもも多い。これからの時代、子どものためにも、多くの方に保護司とは、また活動を知っていただきたい。

委員

70回を超える社会を明るくする運動の中で、小中学生に対して「社会を明るくするために」をテーマにし夏休みの作文コンクール等で書いてもらう活動もしている。わかりにくいテーマであるが、罪を犯さないために何が必要かという問いに対して、子どもたちなりに良い答えを出してくれている。

座長

条例改正時には、教育、担い手づくり、関係団体の連携のことも考えていただきたいといったことかと思う。

3. 必要な支援策

委員

第12条で損害賠償の請求についての援助等があり、政令市の施策に見舞金とあるが何を指しているか。

事務局

名古屋市の事例。損害賠償が受入れられない場合の見舞金を設けている。

委員

重い犯罪であればあるほど賠償を受けられないという実態がある。そのことに対応できる賠償制度を設けていただきたい。

事務局

全ての意見をお伺いした上で検討させていただきたい。

委員

被害者の経済的負担が大きい。見舞金は必要だと感じる。

16条関係で、犯罪被害者がオートロックもない集合住宅に住めるか。自宅が犯罪現場であればすぐにでも出たいと思う。家賃補助があればと思う。

14条関係で、被害者等への保健師による家庭訪問があればと思う。行政とのつながりや精神的なケアがあるとよい。

委員

支援策の1番はワンストップの支援と思う。窓口の一本化といっても、市の各担当者では困難と思うので被害者支援センターに市から派遣するなどし、精神的支援を含めた窓口となるのが望ましい。

また、DVやストーカーの支援となると、熊本市内という狭い地域では安心出来ない部分があるため、他の市町村とも連携できる仕組みも必要になると思う。

委員

16条関係、住居の安定という部分について、県警ではハウスクリーニングの費用を設定している。重要事件の現場になると現場保存などの期間が、長い場合1か月を超える可能性もある。規定では横断的に対応できるような、おおまかな項目がよい。詳細に設定すると急性期の対応が遅れる可能性もある。1番は急性期の立ち上がりを考えていくことが大切。

委員

第14条関係で、自死による被害も減らすためにカウンセリングに力を入れていただきたい。

委員

見舞金は一時的な支援だが、当事者の方々にお話を伺うと回復には大変長い期間がかかるとのこと。長期的な支援は必要になると思う。

自分の力で生きていきたい思いを持ってらっしゃる方もいるので、そういった方に向けた支援を行うとよいが、長期期間の支援には生活保護が必要になると思う。犯罪被害者等で生活保護などの援助はどのくらい受けているのか。生活保護の実効性はどのくらいあるものか。

委員

急性期をどう支援していくかが大事。生活保護に頼らず自分の力で生きていきたいという人が多い。センターとしてもそれをサポートしていきたい。ご本人の希望に応じつつないでいくことが大事。

事務局

犯罪被害による生活保護受給者数は把握できていない。

座長

自分で生きていきたい方への支援については職業訓練や就労支援が対象になるかと思う。

委員

第20条（国民の理解の推進）について、実際に被害に遭った場合の対応が分からないというご意見をいただくことがある。義務教育の段階で、犯罪被害に遭ったときに特化した対応等を伝えられればと思う。また、経済面や仕事面のほか、自分を責めてしまうなどの影響がある。それで、犯罪被害に遭った時に、どういう状況になるのかどう対処するのがいいのかを「教育」の観点から進めていきたい。

委員

教育に犯罪被害に関する内容を盛り込むのは非常によいと思う。小中学生は1人1台タブレットを持っているので、タブレットを活用して伝えていく手段ができればと考えた。

委員

福岡市では犯罪被害に遭ったときの漫画を作成してあったので、同様に子どもでも分かりやすい広報ができればと思う。

また、住居の安定という面で家賃補助を進められればと思う。元々の居住地に住み続けられない諸事情がある場合が考えられ、公営住宅に居住するのは不安に思われる方もいるかもしれない。

委員

家賃補助について同意見である。長期継続的な補助を行うことは難しいかもしれないが、一時的に当面の住む場所などに困られている場合も多いので、検討いただきたい。この点、未来永劫の支援は困難なので、期限を設ける制度として、例えば被災者のみなし仮設住宅の支援制度も参考になるのではないかと。

委員

教育との連携という面において、ゆあさいどでは性暴力に関する出前講座を県内の中学校や高校等を対象に行っている。出前講座では、性暴力や真の同意について学んでもらい、性被害に遭ったときの相談機関などを紹介している。最近では、出前講座の要望が多くなっているため、市で出前講座の委託などの支援を検討してほしい。

座長

SNS を活用して相談窓口の若者向けターゲット広告を出すなどできればどうだろうか。

座長

支援策の優先順位に対するご意見があれば聞かせていただきたい。費用が大きくなるのは、見舞金や家賃補助になるかと思われる。

委員

実際、明石市に視察に行った際、制定から5年時点で1件も該当の支出がないと聞いた。熊本市の都市規模から鑑みても、年間に1件あるかないかくらいではと思われる。積極的に検討をお願いしたい。先ほど事例として挙がっていた名古屋市では、どのくらいの件数だろうか。

事務局

名古屋市にお伺いした件数については、公表の許可を取っていないので詳しくお伝え出来ないが、昨年の実績はあったがそんなに大きい数ではなかったとのこと。

委員

大きな事件になると、マスコミから家を囲まれるなど、容易に外出できない。そういった状況の中で、家族を失った喪失感にさいなまれる。そこで、日常生活がままならない時に買い物に行って食事を作ってくれたり、子どもの面倒を見てくれたり、話を親身に聴いてくれたりするヘルパーのような役割があればと思う。

座長

急性期においては、家事支援も含め、手続きをワンストップで代行してくれる人や、カウンセリングしてくれる人がいてくれる機関があればと思う。また、支援を比較的手厚くしても、支的としてはそこまで多大にはならないのではとも考えた。見舞金などは件数が少ないので対策できないかと思う。

事務局

見舞金について他都市事例を見ると、市町村は30万、県は60万のところが多い。事例自体は頻繁に発生してはいない。ただ、事務局としては、もし発生した場合その金額をお支払いしなければならないので、その分の予算確保は必要になる。よって、財政担当部署と協議しなければならない。今回、新たに条例を制定する、計画も策定するという中、初めの支援をどうできるかについては非常に重要になると思うので、様々な御意見をお伺いした上で、優先順位を決め支援を拡充させていきたい。

委員

インターネットで検索しやすいサイトを作ってほしい。福岡県のサイトでは結構細かく支援事業が出てきた。インターネットで検索してわかりやすい情報発信というのをお願いしたい。

委員

報道で出るような事件の被害者方は、支援自体がわからないだけでなく、自ら手を挙げ支援を受けることが難しいことも考えられる。市から被害者に対してお声がけすることはできないのだろうか。

例えば、横浜市では、臨床心理士兼公認心理師が役所において、戸籍や健康保険や国保のところを一緒に回ってくれる支援があると聞いた。

現在、熊本市においても、臨床心理士や公認心理師などの資格を持った職員がいるかもしれないが、ワンストップが、アウトリーチもできるような方法は、今後目指していったほしいと思う。

事務局

現実問題として、熊本市では人事異動があるので、専門的な対応は難しいと思われる

ことから、馬場委員のご意見にもあったように、被害者支援センターに職員を派遣するなど、ワンストップについては、被害者支援センターと連携を取っていく必要がある。その仕組みづくりについてもしっかりと話合いをした上で、体制を考えていく必要があると認識している。

以上で意見聴取を終了。